

資料 2

7 新食第 1097 号
令和 7 年 8 月 4 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

卸売市場に関する基本方針の変更について（諮問）

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 3 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、卸売市場に関する基本方針（平成 30 年農林水産省告示第 2278 号）を変更することについて、貴審議会の意見を求める。